

宮城県コスモスハウス指定管理者募集に関する質問及び回答

宮城県保健福祉部子ども・家庭支援課

質問事項	質問内容	回答
<p>Iの第4（要項3頁） 「管理に要する経費」について</p>	<p>①指定管理料の精算について、事業費が完全精算とする宮城県の考え方について伺いたい。また、協議が必要な場合の取扱いについて伺いたい。</p>	<p>①事業費は、年間入所者数等に応じて変動するものであり、実績に応じて精算すべきものと考えております。 ただし、著しい物価高騰等を理由として支出区分の内訳を変更する場合には協議するものとします。</p>
	<p>②物価高騰の現状を踏まえ光熱水費等について費用補填等の対応について伺いたい。</p>	<p>②現基本協定及び年度協定書と同様の取扱いを想定しており、指定期間中の著しい物価変動等、指定管理料の額を変更すべき事由が発生したときは、指定管理者と宮城県が協議し決定するものとします。</p>
	<p>③給食費など県入札による業者が決定し物価高騰により業務委託費が指定管理料を超過した場合の予算措置について伺いたい。</p>	<p>③現基本協定及び年度協定書と同様の取扱いを想定しており、指定期間中の著しい物価変動等、指定管理料の額を変更すべき事由が発生したときは、指定管理者と宮城県が協議し決定するものとします。</p>
<p>Iの第7（要項4頁） 「指定管理者と宮城県のリスク分担」について</p>	<p>①別紙9「リスク分担表」の法令・関連制度について、直接利用者支援事業に関して制度変更、通知、通達などの範囲に限定されるのか、新しく加算職員が国に認められた場合の予算措置なのか、または、受けられないのかお尋ねしたい。</p>	<p>①職員配置、予算措置の必要性等については、その都度、指定管理者と宮城県が協議し決定するものとします。</p>
	<p>②別紙9「リスク分担表」の維持補修について、建設20年を経過した施設設備が経年劣化も懸念され、利用者の安心した生活の保障として今後の大規模修繕等の予算措置について伺いたい。</p>	<p>②大規模修繕に関する予算措置については、各施設の個別施設計画に基づき、修繕の必要性や修繕年度等を総合的に判断し検討いたします。</p>
<p>IIの第3の1（2）（要項8頁）「申請資格」 Vの第5の2（要項15～16頁）「業務従事者の配置」</p>	<p>①「宮城県さくらハイツと一体的に運営できる法人である法人であること」と記載されており、それぞれの要項の業務従事者の配置として「施設長」とされています。女性新法の施行により困難な問題を抱える女性の支援も多岐にわたり支援の底辺が広がっている現状があります。 今後の県民の福祉向上のためにもそれぞれの施に「施設長を配置」し、県の女性支援事業についての今後の県の考え方、合わせて施設長の予算措置について伺いたい。</p>	<p>①募集要項上、施設の管理運営にあたり女性自立支援施設の設置及び運営に関する基準に基づき業務従事者を配置することとされており、また、職員は、専ら女性自立支援施設の職務に従事する者としていますが、入所等の処遇に支障がない場合にはこの限りではないとしているものであり、実情に応じた配置とすることが望ましいと考えます。</p>